

「WE LOVE とよた」ロゴマーク使用要綱

（目的）

第1条 本要綱は、「WE LOVE とよた」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適切な運用を図ることを目的とする。

（ロゴマークの形状）

第2条 本要綱におけるロゴマークは、以下の図柄とする。

基本パターン	「WE LOVE ○○」パターン
	

- 2 ロゴマークの色は、赤色（M100%+Y100%）又はモノクロ（K100%）とすること。
- 3 ロゴマークの一部のみを抜き出して使用すること、縦横比を変更して使用すること又は他の図形や文字と重ねて使用することはできない。
- 4 「WE LOVE ○○」パターンは、次の各号のいずれかに該当する場合に、該当する文字を表示して使用することができる。
 - （1）豊田市内の地名や特定の地域資源を表示し、愛着の醸成やPRを図る場合
 - （2）豊田市内で活動する市民団体等が、活動のテーマ等を表示することで、団体の一体感の醸成等を図る場合

（ロゴマークの使用目的）

- 第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合に、使用することができる。
- （1）「WE LOVE とよた」のキャッチコピーの啓発につながるもの
 - （2）豊田市の農産物、工業製品、歴史、文化、芸術、スポーツ等の啓発につながるもの
 - （3）豊田市の郷土愛の醸成につながるもの

（禁止事項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用してはなら

ない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動に関わる場合又はそのおそれがある場合（ただし、豊田市が共催し、あらかじめ承認した募金活動を除く。）
- (2) 法令又は公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用する場合又はそのおそれがある場合
- (4) 商品、サービス等の品質を豊田市が保証しているかのような誤解を与える場合又はそのおそれがある場合
- (5) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する場合又はそのおそれがある場合
- (6) 「W E L O V E とよた」のイメージを傷つけ、又は正しい理解への妨げとなるおそれがある場合
- (7) その他ロゴマークの使用目的にそぐわない場合又は不正な使用が行われるおそれがある場合

（使用申請等）

第5条 ロゴマークの使用において、前3条を遵守している場合には、豊田市への使用申請及び報告を要しない。

2 使用方法に疑義がある場合には、あらかじめ豊田市に確認又は相談をしなければならない。

（使用の中止措置）

第6条 第2条若しくは第3条に定める内容が守られていない場合又は第4条の禁止事項に抵触する場合は、豊田市は使用の中止若しくは停止又は当該使用物件の回収若しくは廃棄その他必要な措置を求めることができる。

（権利の帰属）

第7条 ロゴマークに関する一切の権利は、豊田市及び豊田商工会議所に帰属する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。